

## コミュニケーション委員会規程

(平成 26 年 5 月 22 日制定)

(平成 27 年 4 月 20 日改正)

(平成 28 年 5 月 17 日改正)

### (目 的)

第1条 本委員会は、本会 Web ページの内容と運営の充実を図るとともに、その他の方法も含めた広報活動、普及啓発活動を充実・発展させ、電子情報通信分野の重要性と魅力を広く社会に向けて情報発信し、本会会員へのサービス向上と本会の発展に寄与することを目的とする。

### (組 織)

- 第2条 本委員会に、委員長 1 名、副委員長 1 名、幹事 2 名、並びに必要な数の委員を置く。
2. 委員長は前任副会長（学会運営・組織強化担当）とする。
  3. 副委員長は、後任副会長（学会運営・組織強化担当）とする。
  4. 幹事は調査理事とし、前任理事を正、後任理事を副とする。
  5. 各ソサイエティ及びグループは委員 2 名を推薦するものとし、うち 1 名は Web 管理者とする。複数ソサイエティでの共同運営が理事会で認められている場合には、当該ソサイエティ共同運営として委員 2 名（うち 1 名は Web 管理者）を推薦するものとする。
  6. 事務局の Web 管理者を委員に含める。
  7. 委員長は、必要に応じて委員若干名を追加指名することができる。

### (任 務)

- 第3条 委員長は、会務を主宰する。
2. 副委員長は、委員長に事故あるときは職務を代行する。
  3. 幹事は、会務の運営に関して委員長、副委員長を補佐する。
  4. 各ソサイエティ及びグループからの各委員は、各自所属のソサイエティ及びグループとのリエゾンをはかる。複数ソサイエティの共同運営として推薦された各委員は、当該共同運営下にある個々のソサイエティとのリエゾンをはかる。

### (委嘱及び任期)

- 第4条 委員長、副委員長、幹事及び委員は、会長が委嘱する。
2. 委員長、副委員長及び幹事の任期は本会役員としての在任期間とする。
  3. 委員の任期は原則として 2 年とする。ただし、重任は妨げない。

### (取扱う事項)

第5条 本委員会は、その目的を遂行するために、各ソサイエティ及びグループと連携して、

次の業務を行う。

- (1) 本会広報活動の企画、立案、実行に関する事項
- (2) 本会広告に関する事項。ただし、会誌を初めとする学会の冊子体刊行物媒体を除く
- (3) 本会 Web ページの内容に関する事項
- (4) その他、本会 Web 企画・運営に関する共通事項

(経 費)

第6条 本委員会の経費は、学会共通経費とする。

第7条 本委員会の委員長は本委員会の状況を理事会に報告するものとする。また、本委員会の予算は、本委員会において立案し理事会の承認を得る。

(補 則)

第8条 本規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

1. 本規程は平成 26 年 6 月 5 日から施行する。
2. 本規程施行に伴い、広報委員会規程（昭和 46 年 6 月 23 日制定）及び Web ページ企画・運営委員会規程（平成 22 年 5 月 23 日制定）を廃止する。これらの委員会のミッションに関しては、本コミュニケーション委員会が引き継ぐ。
3. 広報委員会の下での CEATEC 連携小委員会のミッションについてはサービス委員会に移管し、CEATEC JAPAN2014 連携のための実行体制については、その活動完了報告までサービス委員会の下で継続する。

附 則（平成 27 年 4 月 20 日改正）

1. 本改正は、平成 27 年 4 月 20 日から施行する。

附 則（平成 28 年 5 月 17 日改正）

1. 本改正は、改正日から施行する。